講義：入りやすく出やすい生活保護制度
（みんな生活保護を使いたくない、その理由は何だろう？）

１．生活保護法の４原理・４原則・

①**国家責任の原理**（第１条)、
国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度により、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。
※この自立助長を何処まで求めるのか？議論がある

②**無差別平等の原理**（第１条）すべて国民は生活保護法に定める要件を満たす限り、この法律の保護を、無差別平等に受けることができます。

③　**最低生活保障の原理**（第２条）生活保護法は、健康で文化的な生活水準を維持できる最低限度の生活を保障します。

④　**補足性の原理（第３条）**保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。

今話題の扶養義務者について（第４条）の扶養義務者：扶養の義務を負う範囲。
民法第 752 条第 877 条により、夫婦ならびに直系の血族および兄弟姉妹で社会通念上扶養の義務を負う者を絶対的扶養義務者、**三親等内の親族を**相対的扶養義務者とする。

②　生活保護の４原則

①申請保護の原則（第７条）保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請により開始します。ただし、要保護者が急迫した状況の場合は、保護の申請がなくても、必要な保護を行います。

②基準および程度の原則（第８条）　保護は、厚生労働大臣が定める基準で測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行います。保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類により必要な事情を考えた最低限度の生　活の需要を満たすに十分で、かつ、これを超えてはいけません。

③必要即応の原則（第９条）保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の事情を考えて、有効かつ適切に行います。

④世帯単位の原則（第１０条）保護は、世帯を単位にその要否および程度を定めます。ただし、これが適さないときは、個人を単位として定めることができます。

２．生活保護法の利用実際

平成 30 年　利用者人数　１か月平均　2096838 人　　保護率　1.66％
リーマンショック時（2008 年９月 15 日）や以前はどうだったか

年越し派遣村は 2008 年 12 月 31 日から 2009 年 1 月 5 日まで、あの時は保護申請者が大幅に増加したのだがコロナでは増えず、で給付金が増えて、生活保護は避けられている。

コロナ以前は月 10～20 件程度（リーマンショック時でも最大 300 件程度）だった緊急小口資金（社会福祉協議会などの民間委託）が増えている。コロナの緊急事態宣言が出た 2020 年 4 月に 1 万 6940 件に跳ね上がり、続く 5 月にはさらに 3 万 5000 万件、6 月には 4 万件を越え。**6 月の 1 カ月間だけで昨年度実績（184 件）の 200 倍以上という桁ちがいの貸付処理を窓口で行ったことになります。**

日本の制度利用者は、高齢者・母子世帯・障害・病者の世帯が 85%で、その他が 15%ほど。その他の世帯とは稼得年齢層（65 才未満）の若い人達の失業・生活困難には利用でき難い。理由は、扶養義務者の問題、自助努力の求めが申請時にある所から、失業保険が切れた後、或いはパートや不安定な低賃金の仕事しかない場合、自立が困難でも、自助努力が求められて、保護は稼得年齢層では受給でき難い実情がある。

（コロナ以後は、貸付金に申し込みが増えて、生活保護法は利用されていない。）

３．生活保護法への国民感情

- 「国の世話にはなりたくない」「生活保護だけは勘弁してほしい。何か他に制度は無いのか」「私を馬鹿にするのか。私はそんな人間ではない」等、生活保護に対する否定的な発言がある。
- **民法の認める親族的扶養の範囲は、近代法に類例をみないほど広範**であり、特に現実的共同生活をしない親族にまで扶養義務を課していることを考えると、私的扶養優先の原則の適用に際しては、特に慎重な考慮を払うとともに公的扶助を整備強化することによってその補充性を緩和し、**できるだけ私的扶養の機会を少なくすることが望ましい**（*日本の裁判所職員の研修教科書 より。）*

不正受給が多い？という意見も多く、利用者には働かず税金で暮らす人などと（スティグマ・みじめさ）があり、必要でも国民みんなが利用を避ける傾向

４．保護の運用への課長通達・2013 年の保護法改正

- 昭和 56 年（1981 年） 11 月 17 日 社保第 123 号 厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知） 水際作戦・不正受給防止のため
- 平成 21 年（2009/03/18） 社援保発第 0318001 号保護課長通達職「住まいを失った方々への支援の徹底について」同年 12/25　社援保発第 1225 第一号保護課長通達「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項」これは（2008 年 9 月 15 日）・派遣村　2008 年末の頃
- **2013 年（平成 25 年）生活保護法改革（生活困窮者自立支援法も）**

1 就労自立給付金を創設・2 被保護者就労自立支援事業の創設・3 健康管理や家計支

援の取り組み強化・4 不正・不適正受給者対策（申請時をふくめた福祉事務所調査権限の強化--罰則と返還金、扶養義務者への報告）・5 医療扶助の適正化（指定医療機関の見直し指導強化後発医薬品の使用の促進）

５．社会の変化と生活保護法

保護基準について（(社会保障給付費に占める割合・対 GDP も日本は少ないのだが）他の生活保障制度との関連を考慮して、（住宅制度・医療制度・失業時の求職活動支援・子供の教育費の支援などと込みで）門前払いでなく、他の制度の利用も考慮する。

★生活保護の窓口と、医療介護、諸制度の窓口の連動体制も大切

（高齢の場合は介護制度との関連性を持った議論も必要)・孤立を防ぐ(居場所等)・

いろいろな社会保障制度（社会を支える為に必要な制度）の中に置いて考える

- 20 年前の日本社会では、パートは主婦や学生の家計補助的な仕事だったが、

今では家計の主要な収入になっている世帯も多い。しかし日本の生活保護法受給者は、稼得年齢層はとても少ない：65 歳以前は稼得能力の有無が問われ、役所の裁量権も大

自助努力の求め・自助努力で今の雇用情勢では、何処まで行けるか？

この点を、社会的に考え方を変えて、自助だけでなく公助をとか、

不安定雇用社会を生きる若い人々へ→自助努力を促すための生活保護

→フランスのエレミの考え方・住宅制度・相談員・職業教育込みの生活保護

（日本は自殺等も増えており、就職を支援するための生活保護も必要な時代）

参考）フランスの新しい生活保護制度―**最低参入保障制度について**

（貧困から国民を守り、次世代を育て上げる生活保護）

☆対象者　フランス在住・最低所得に達しない 25 歳以上の個人

（25 歳未満でも子供を養育しているか妊娠中の個人・生徒・親と同居でも

学生実習性では、参入活動、実習に参加している者、対象者）

※住民票が無い人・安定した居住が欠如した人→ホームレス状態では、

県知事認可組織（福祉事務所、貧困者援助アソシェーション、

宿泊施設）に住所登録すれば、権利が発生するしくみ

（実態調査報告義務規定付きで）

☆福祉事務所・県社会福祉サービス局・県知事認可の支援団体の 3 つから、

本人が選ぶ窓口で申請（稼動能力問わず・・不名誉感が無い）

・**政府も大宣伝、役所へ同行支援するための**ソーシャルワーカーも配置

→**3 年間で 200 万人が利用している、フランスの実情**